

# 介護保険制度改正に伴う見直し

介護保険制度改正に伴い、介護サービスの利用者負担や特別養護老人ホームの入所要件などが見直されましたので、お知らせします。

問い合わせは、長寿支援課介護管理給付係（☎内線390～393）へ。

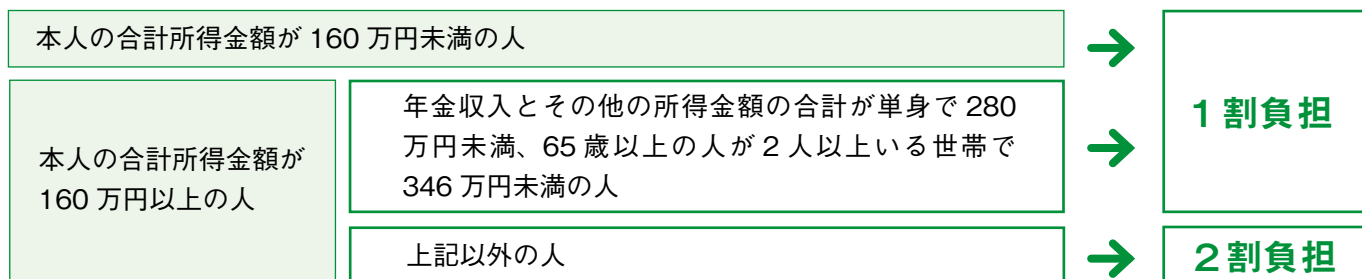
## ■ 一定以上の所得のある人は利用者負担割合が2割に（平成27年8月から）

本人の合計所得金額が160万円以上（単身で、年金収入のみの人の場合は、年収280万円以上）の人は、介護サービスを利用したときに支払う利用者負担割合が1割から2割になります。

利用者負担割合（1割又は2割）は、介護保険負担

割合証に記載されています。要介護・要支援認定を受けている人に対しては、介護保険負担割合証を7月末までに交付しますので、利用者負担割合を御確認ください。

適用期間＝8月1日～平成28年7月31日



※利用者負担には1か月の上限額があります。

## ■ 特別養護老人ホームの入所要件が変更（平成27年4月から）

新規の入所は原則として、要介護3以上の人が対象になりました

4月1日以降に新たに特別養護老人ホームに入所できる人は、原則、要介護3以上の人です。ただし、要介護1・2の人でも、やむを得ない事情で、居宅において日常生活を営むことが困難である場合（右の特例入所の要件のいずれかに該当する場合）には、特例的に入所が認められます。

### <特例入所の要件>

- ①認知症である者で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さなどが頻繁に見られる。
- ②知的障害、精神障害などを伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さなどが頻繁に見られる。
- ③家族などによる深刻な虐待が疑われることなどにより、心身の安全・安心の確保が困難である。
- ④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱であるなどにより、家族などによる支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。

## ■ 介護保険施設における食費・居住費の減額認定要件が見直しに

（平成27年8月から）

施設サービスの食費や居住費などは、低所得の人に対し、利用者負担額の上限が設けられています。この減額を受けるために8月からは世帯員全員が非課税であるほかに、右の2つの要件が加わります。

### <加わる減額認定要件>

配偶者の所得	施設入所などで世帯分離をしている配偶者や内縁関係の人がいる場合、その人も市民税非課税
預貯金など	本人及び配偶者（内縁関係の者を含む）が所有する預貯金などの資産の合計金額が、配偶者がいる人は2,000万円以下、配偶者がいない人は1,000万円以下

# 高額介護サービス費の月額の上限が見直しに (平成27年8月から)

同じ月に利用した介護サービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が利用者負担段階区分（所得などに応じた区分）によって設定された負担上限額を超えたときは、申請により超えた分を「高額介護サービス費」として後から支給します。

8月から利用者負担区分に「現役並み所得者（同一世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる場合）」が新設され、この区分に該当する世帯の負担上限額が引き上げられます。

7月まで

利用者負担額		月額上限	
一般世帯		世帯	37,200円
市民税非課税世帯	下記以外の人	世帯	24,600円
	・高齢福祉年金受給者 ・合計所得と年金収入の合計が80万円以下など	個人世帯	15,000円 24,600円
生活保護受給者		個人世帯	15,000円

8月から

利用者負担額		月額上限	
現役並み所得者	世帯		44,400円
一般世帯	世帯		37,200円

現役並み所得者＝同一世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて、世帯の収入が383万円（2人以上の場合は、520万円）以上の人  
一般世帯＝世帯員のどなたかが市民税を課税されている世帯

納付をお忘れなく

## 介護保険料

介護保険は「老後の安心をみんなで支える」という仕組みです。

保険料は、40歳から64歳までは医療保険の一部として、65歳からは年金天引き、条件により年金天引きされない人は納付書での納付となります。

### 7月に通知を郵送します

65歳以上で、特別徴収の人（介護保険料が年金から天引きされる人）には、7月末に介護保険料決定通知書を郵送します。

また、普通徴収の人（介護保険料が年金から天引きされない人）には、7月中旬に介護保険料納付通知書を郵送しますので、納期限までの納付に御協力ください。

### 納付方法

普通徴収の人の納期は7月から来年2月までの8回です。

長寿支援課（市役所1階）、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館、市が指定する金融機関のいずれかで納付してください。また、納付に便利な口座振替も利用できます。希望する人は、納付通知書に同封されている申込用紙に必要事項を記

入し、通帳と届け印を持参して、金融機関で手続きをしてください。さらに、何らかの理由により、納付手続きが難しい場合、訪問徴

### 施設利用の食費・居住費を軽減します

8月以降に介護保険で施設サービスを利用する場合、次の要件を全て満たす人は、食費や居住費の自己負担額が負担限度額まで軽減されます。

- ①世帯全員が市民税非課税
- ②施設入所などで世帯分離をしていない配偶者や内縁関係の人がいる場合、その人も市民税非課税
- ③本人及び配偶者（内縁関係の者を含む）が所有する預貯金などの資産の合計金額が、配偶者がいる人は2000万円以下、配偶者がいない人は1000万円以下

認定証の更新手続きを  
すでに介護保険負担限度額認定証を交付されている人は、7月31日が有効期限ですので、更新の手続きが必要です。

○手続きの方法  
該当する人には、7月下旬までに施設を通じて申請書・資産関係を調査する同意書を郵送します。上記の要件を確認の上、該当する人は、8月中旬に長寿支援課又は新里・黒保根支所の市民生活課で手続きをしてください。

○手続きの方法  
対象となる人には介護保険負担限度額認定証を交付しますので、介護保険の被保険者証、本人及び配偶者の預貯金などの資産が分かる物（通帳や有価証券など）の写し（通帳の場合、金融機関名、支店名・店番号、口座番号、口座名

義人が記載されているページと申請書）を持参して、8月中旬に手続きをする、8月1日から適用となります。問い合わせは、長寿支援課介護管理給付係（☎内線392）へ。

収員がお伺いします。  
保険料を滞納した場合には

特別な事情がなく、保険料の滞納が続く場合には、利用者負担が1割から3割になるなどの措置がとられますので、御注意ください。

問い合わせは、長寿支援課介護管理給付係（☎内線390）393）へ。